

## 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について (所管行政庁の対応)

### 1 児童福祉法等の改正（令和7年法律第29号）

虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育所等職員による虐待に関する通報義務等の創設に関する規定の整備を行う。

#### 虐待対応の強化（令和7年10月1日施行） … こども家庭庁資料1 ページ参照

#### (1) 保育所等(※)の職員による虐待に関する通報義務等を創設

(※)もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

#### (2) 保育所等の職員による虐待について、次の規定を設ける。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ・都道府県による虐待の状況等の公表
- ・国による調査研究 等

#### (3) 保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を改訂

### 2 市の対応

#### (1) 所管行政庁としての対応

- ・市町村長が所管行政庁として対応する事業

放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業、乳児等通園支援事業

- ・フローに沿った対応 … こども家庭庁資料5 ページ参照

ア 情報収集・事実確認

イ 虐待有無の判断・指導等の方針決定

ウ 安全確保措置の実施・こどもに対する支援

## エ 児童福祉審議会等への報告

### 【報告する事項】

- ・虐待に係る施設等の名称、所在地及び種別
- ・虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
- ・虐待の種別、内容及び発生要因
- ・虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日及び職種
- ・所管行政庁等が講じた措置の内容
- ・虐待が行われた施設等において措置改善が採られている場合にはその内容

### 児童福祉審議会等の体制（ガイドライン抜粋）

- 市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者（児童の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者であつて措置の内容等に関し公正な判断をすることができるもの）をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告する。
- 児童福祉審議会の体制（児童福祉審議会そのもので審議するか、専門の部会を設置するのか、保育所等の認可について審議を行う部会の審議事項を拡大するのか等）については、各所管行政庁において判断いただくことになるが、所管行政庁からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要がある。

以上のことから、西脇市においては、市町村児童福祉審議会を設置せず、西脇市子ども・子育て会議条例第6条に規定する部会を置くこととし、必要に応じ開催する。次期委員選任後、部会に属すべき委員を指名する。

## (2) 県との連携

- ・都道府県知事が所管行政庁として対応する事業

幼保連携型認定こども園、一時預かり事業、病児保育事業、認可外保育施設、児童館

- ・フローに沿った対応 … [こども家庭庁資料6 ページ参照](#)